

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）

I 業務概要等

1. 業務名称 富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託
2. 履行期間 契約締結の日から令和9年3月15日まで
3. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 富士見市役所
 - (2) 敷地の場所 富士見市大字鶴馬1800番地の1 他
 - (3) 施設用途 市庁舎
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第2類)
 - (4) 対象工事（設計対象）概要
 - a. 新庁舎の新築・外構工事（敷地拡張に伴う公園影響範囲の復旧含む）
 - b. 既存分館の改修工事
 - c. 既存本庁舎、渡り廊下、付属建築物の解体工事
 - d. その他新庁舎建設に関連する工事
4. 敷地の概要
 - (1) 敷地面積 約20,000㎡（敷地拡張部分含む）
 - (2) 用途地域 市街化調整区域 用途地域の指定のない地域
 - (3) 防火地域 指定なし
 - (4) 地域・地区等 市街化調整区域 鶴馬地区
5. 対象建築物の概要
 - (1) 新庁舎
 - a. 工事種別 新築（設備機器等の移設含む）
 - b. 主要構造・階数 基本設計において協議する。
 - c. 延床面積 約12,200㎡とする。
 - d. 耐震安全性の分類
 - (a) 構造体 I 類
 - (b) 建築非構造部材 A 類
 - (c) 建築設備 甲 類
 - e. 設計方針
以下について特に配慮した計画とすること。
 - (a) コストの縮減
 - (b) 工期の短縮
 - (c) 工事中の施設運営
 - (d) メンテナンスの容易性
 - (e) デザイン性
 - f. 目標工事費
 - (a) 本体工事 約9.1億円（消費税及び地方消費税を含む）
 - (b) 外構工事 約5.7億円（消費税及び地方消費税を含む）

- g. 建設予定工期
 - (a) 本体工事 約24月程度
 - (b) 外構工事 既存本庁舎解体後、約6月程度
- (2) 既存分館
 - a. 工事種別 改修
 - b. 主要構造・階数 鉄骨造・地上4階
 - c. 延べ床面積 1,693.02㎡
 - d. 耐震安全性の分類
 - (a) 構造体 III 類
 - (b) 建築非構造部材 B 類
 - (c) 建築設備 乙 類
 - e. 設計方針

以下について特に配慮した計画とすること。

 - (a) コストの縮減
 - (b) 工期の短縮
 - (c) 工事中の施設運営
 - (d) メンテナンスの容易性
 - (e) デザイン性
 - f. 設計要求内容

新庁舎面積削減のための既存建物有効活用改修

 - ・ 2階～4階の間取り変更改修
(書庫、物品庫、作業室などへの間取り変更)
 - ・ 外壁改修(サッシ取合いコーキング等含む)
 - ・ 既存本庁舎、既存分館渡り廊下接続部の塞ぎ改修
 - ・ その他必要と思われる改修
 - g. 目標工事費 約1.4億円 (消費税及び地方消費税を含む)
 - h. 建設予定工期 新庁舎竣工後 約6月程度
- (3) 既存本庁舎(渡り廊下、付属建築物含む)
 - a. 工事種別 解体
 - b. 主要構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上2階 地下1階
 - c. 延べ床面積 6,735.72㎡
 - d. 設計方針

以下について特に配慮した計画とすること。

 - (a) コストの縮減
 - (b) 工期の短縮
 - (c) 工事中の施設運営
 - e. 目標工事費 約8.1億円(石綿含有材撤去含む)
 - f. 建設予定工期 既存分館改修後 約9月程度

6. 同施設関連の別発注業務

- (1) 新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務(令和5年度から令和6年度)
- (2) 新庁舎建設に伴う水路移設路線測量・地質調査業務(令和6年度)
- (3) 新庁舎建設に伴う水路移設設計業務(令和6年度から令和7年度)
- (4) 新庁舎建設に伴う水路移設工事(令和8年度から令和9年度)

- (5) 新庁舎執務環境レイアウト設計業務（令和6年度末から令和8年度）
- (6) 新庁舎整備に伴うネットワーク関連業務（令和7年度から令和8年度）

7. 業務概要等の資料

(1) 業務概要等については、次の資料による。

- 適用基準等 (別紙 1)
- 富士見市庁舎整備に関する基本方針 (別紙 2)
- 富士見市新庁舎建設基本計画 (別紙 3)
- 新庁舎・既存分館における想定面積 (別紙 4)
- 現市役所敷地内建築物（工作物）リスト (別紙 5)
- 新庁舎建設に伴う文化の杜公園復旧要求書 (別紙 6)
- 地質調査業務仕様書 (別紙 7)
- バーチャルリアリティ（VR）作成業務仕様書 (別紙 8)
- 想定事業スケジュール (別紙 9)

II 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲 ※■を適用する。

a. 基本設計に関する標準業務

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
新築 工事 の 設計 業務	(1)(i)条件整理	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)建築確認関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
改修 工事 の 設計 業務	(5)基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(6)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
	(7)基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■
	(1)(i)条件整理	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
改修 工事 の 設計 業務	(4)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(5)基本設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(6)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
(7)基本設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■	

b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水衛生	空調換気	昇降機等
新築 工事の 設計 業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)建築確認関係機関の打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(3)(ii)基本事項の確定	■	■	■	■	■	■
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)実施設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)建築確認申請図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(5)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
	(6)実施設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■
改修・ 解体 工事の 設計 業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(3)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(3)(ii)基本事項の確定	■	■	■	■	■	■
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(4)実施設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(5)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
(6)実施設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■	

(2) 追加業務の内容及び範囲 ※■を適用する。

■建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書（積算数量調書を含む）、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
■設備積算（電気）	
■設備積算（給排水衛生）	
■設備積算（空調換気）	
■設備積算（昇降機等）	
■地質調査業務	別紙7 特記仕様書による。
■VR作成業務	別紙8 特記仕様書による。
■日影図の作成（計画通知添付図面は含まない）	
■透視図の作成	種類：CG パース 外観2点アイレベル 内観2点 判の大きさ：A2

	額の有無：	■有り □無し	
■模型の製作	縮 尺：	1/200 約 1800 mm×1800 mm	
	主要材料：	新庁舎： アクリル樹脂製 レーザー機にて目地ケガキ表現 指示色塗装仕上げ 関係施設（キラリ☆ふじみ、市民総合体育館、中央図書館）： 透明アクリル製ポリウム 周辺建物（戸建・商業施設ほか）： スタイロフォーム製ポリウム	
	ケースの有無：	■有り □無し	
■工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成			
■リサイクル計画書の作成			
■アスベスト含有塗材、含有建材の目視調査、分析調査及び調査報告書の作成	目視調査	既存本庁舎、既存分館の図面及び目視にて調査を実施し分析調査箇所を選定する。（50 検体程度）	
	分析調査方法 [JIS A 1481]：	（定性分析） ■1481-1 とし、含有の場合には仕上げ、下地等の層まで判断する。	
	調査検体数：	50 検体（1 検体につき、3 か所以上から採取）	
	調査対象室、部分又は建材：	含有塗材・含有建材の恐れがある部分について設計時に決定する。	
■アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成			
■既存建築物の CAD 図面の作成	既存紙図面：	■有り □無し	
	作 図 対 象：	既存本庁舎、既存分館、附属建築物等	
■既存施設の詳細調査及び報告書作成(改修・解体設計に係るもの)	調 査 対 象：	既存本庁舎、既存分館、附属建築物等	
■既存施設の法適合状況調査及び報告書作成(建築確認に係るもの)	調 査 対 象：	既存分館	
■建築確認に関する関係機関との打合せ			
■建築確認図書の作成			
■建築確認に関する申請手続			
<ul style="list-style-type: none"> ■構造計算適合性判定申請手続 ■建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続 ■その他建築確認に必要な申請手続（仮使用承認申請等） 			

■ZEB 認証に関する申請手続
■都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続
■会議等への参加、必要な資料の作成（庁内検討組織等に対する支援）
■基本設計市民説明会（■説明会形式、□個別説明形式）
■中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明（■説明会形式、□個別説明形式）、 標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続
■埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
■ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続
■埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続
■土壤汚染対策法に基づく協議
■消防法施行令第32条に基づく申請手続
■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法付 則第3条第8項前段に規定する建築物の建築に関する通知等に関する業務
■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネ ルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）
■建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
■埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保 全に関する検討・評価資料の作成を含む）
■電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
■内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
■構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
■音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
■雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
■蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
■設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成
■BIM データによる検討及び資料の作成
■設計に関する法律、条令、認証等に係る審査手数料 （設計に関する審査手数料は、全て受注者の負担とする。）
■ワークショップの開催（受注者主体での開催）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災
害（浸水、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、
チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- f. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」
や同種の施工実績等を考慮する。

- g. アスベスト含有建材（含有塗材含む）の分析調査においては、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3か所以上から試料を採取する。
- h. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものを行い、調整経過を監督員へ報告する。
- i. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- j. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）
業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者（※■を適用する）

■一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項）

□建築設備士（建築士法第2条第5項）

□設備設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項）

(6) 貸与品等（※■を適用する）

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
<input type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの <input checked="" type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式 <input type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式	製本	既存本庁舎、既存分館

貸与場所 新庁舎整備室、貸与時期 契約後
 返却場所 新庁舎整備室、返却時期 令和9年3月

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時

(8) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

(b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

(d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。

d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲 基本設計書

■指定部分の履行期限 令和8年3月13日

b. 成果物の提出場所 新庁舎整備室

c. 成果物の取扱いについて

提出された CAD 及び BIM データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	標準縮尺	摘要
a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ■計画説明書 ■仕様概要書 ■仕上概要表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■工事費概算書 ■仮設計画概要書	- - - - 1/3000 1/500 1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) - -	
b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
c. 電気設備 電気設備基本設計図書 ■電気設備計画説明書 ■電気設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書	- - -	

成果物等	標準縮尺	摘要
f. 昇降機設備等 昇降機設備等基本設計図書 ■昇降機設備等計画説明書 ■昇降機設備等設計概要書 ■工事費概算書	- - -	
g. その他 ■透視図 ■市民説明会用 3D 動画 ■基本設計概要版 ■リサイクル計画書 ■建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)目標値報告書 ■LCEM ツールによる空調システムの評価報告書 ■各種技術資料 ■各記録書 ■BIM データ		

(2) 実施設計

成果物等	標準縮尺	摘要
a. 建築（総合） 建築（総合）設計図 ■建築物概要書 ■仕様書 ■仕上表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■矩計図 ■展開図 ■天井伏図（各階） ■平面詳細図 ■部分詳細図（断面含む） ■建具表 ■外構図 ■総合仮設計画図 ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書 ■中高層建築物の届出に必要な図書	- - - - 1/3000 1/500 1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) 1/20(30) 1/50(100) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) 1/50(100) - - - - -	CAD データの作成は A1 判図面とし、A3 判の提出については、これを縮小印刷したものとする。 文字は A1 判図面において、高さ・幅共 3.0 mm 以上とすること(寸法・引出除く) 設計図には A1 判及び A3 判双方の縮尺を明記すること

成果物等	標準縮尺	摘要
b. 建築（構造） 建築（構造）設計図 ■仕様書 ■構造基準図 ■伏図（各階） ■軸組図 ■部材断面表 ■各部断面図 ■標準詳細図 ■各部詳細図 ■構造計算書 ■構造計算データ ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書	- - 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) - - - -	CAD データの作成は A1 判図面とし、A3 判の提出については、これを縮小印刷したものとする。 文字は A1 判図面において、高さ・幅共 3.0 mm 以上とすること(寸法 引出除く) 設計図には A1 判及び A3 判双方の縮尺を明記すること
c. 電気設備 電気設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■配線図、平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■電気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書 ■中高層建築物の届出に必要な図書	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - -	設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0 mm 以上となること(寸法 引出含む)
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■給排水衛生設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書 ■中高層建築物の届出に必要な図書	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - -	設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0 mm 以上となること(寸法 引出含む)
e. 空調換気設備 空調換気設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図	- 1/3000 1/600(500)	設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0 mm 以上となること(寸法 引出含む)

成果物等	標準縮尺	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■空調換気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書 ■中高層建築物の届出に必要な図書 	1/100(200) 1/20(30) - - - - -	
f. 昇降機設備等 昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■昇降機設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認に必要な図書 ■中高層建築物の届出に必要な図書 	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - -	設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0 mm以上となること(寸法 引出含む)
g. 積算 <ul style="list-style-type: none"> ■建築積算資料 ■電気設備積算資料 ■給排水衛生設備積算資料 ■空調換気設備積算資料 ■昇降機設備等積算資料 各積算資料は以下の図書で構成する <ul style="list-style-type: none"> 積算数量算出書 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 営繕工事積算チェックリスト 	- - - - - -	
h. その他 <ul style="list-style-type: none"> ■日影図 ■透視図 ■模型 ■模型写真 ■市民説明会用 3D 動画 ■実施設計概要版 ■工期検討資料 ■リサイクル計画書 ■アスベスト含有建材調査報告書 	- - - - - - - -	

成果物等	標準縮尺	摘要
■アスベスト含有建材除去に関する 所管行政部署との協議結果報告書	-	
■既存建築物のCAD図面	-	
■既存施設の調査報告書（改修設計）	-	
■既存施設の法適合状況調査報告書	-	
■建築確認図書	-	
■構造計算適合性判定申請図書	-	
■省エネルギー適合性判定申請図書	-	
■都市計画法施工規則第60条に 基づく書面の交付申請図書	-	
■中高層建築物の届出書	-	
■福祉のまちづくり条例に基づく 通知図書	-	
■その他申請/届出/通知図書	-	
■各種技術資料	-	
■各記録書	-	
■本工事における官公庁等への届出 書類一覧	-	
■BIM データ	-	

(3)成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. 埼玉県電子納品運用ガイドラインを適用する。着手時及び完了時チェックシート、電子媒体納品書を提出すること。
- c. 成果物は、原則紙出力＋電子納品とする。各成果物の電子データを格納したCD-R等での納品とし、提出部数は2部とする。また、紙出力の成果物は、CD-R等及び電子データを出力した紙を納品する。（基本設計概要版及び実施設計概要版については、各20部とする。）なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- d. CADデータの形式は、以下のいずれかとする。
 なお、s f c形式で提出する場合は、Jw__c a d(<http://www.jwcad.net/>)の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

CADデータの形式	■ j w w ・ □ s f c ・ □ p d f ・ □ _____
-----------	---------------------------------------
- e. CADデータ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。
- f. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- g. 工事費概算書は、積算を行う前に見積等により提出し、工事目途額以内となっているか監督員の承諾を得ること。
- h. 既存施設の調査報告書（改修設計）及び既存施設の法適合状況調査報告書は、設計に入る前に写真を含む報告書をまとめて提出し、監督員と設計方針を調整すること。
- i. 工事設計図書（図面、内訳書等）については、工事発注ごとにまとめること。工事発注形態については実施設計時に協議して決定する。